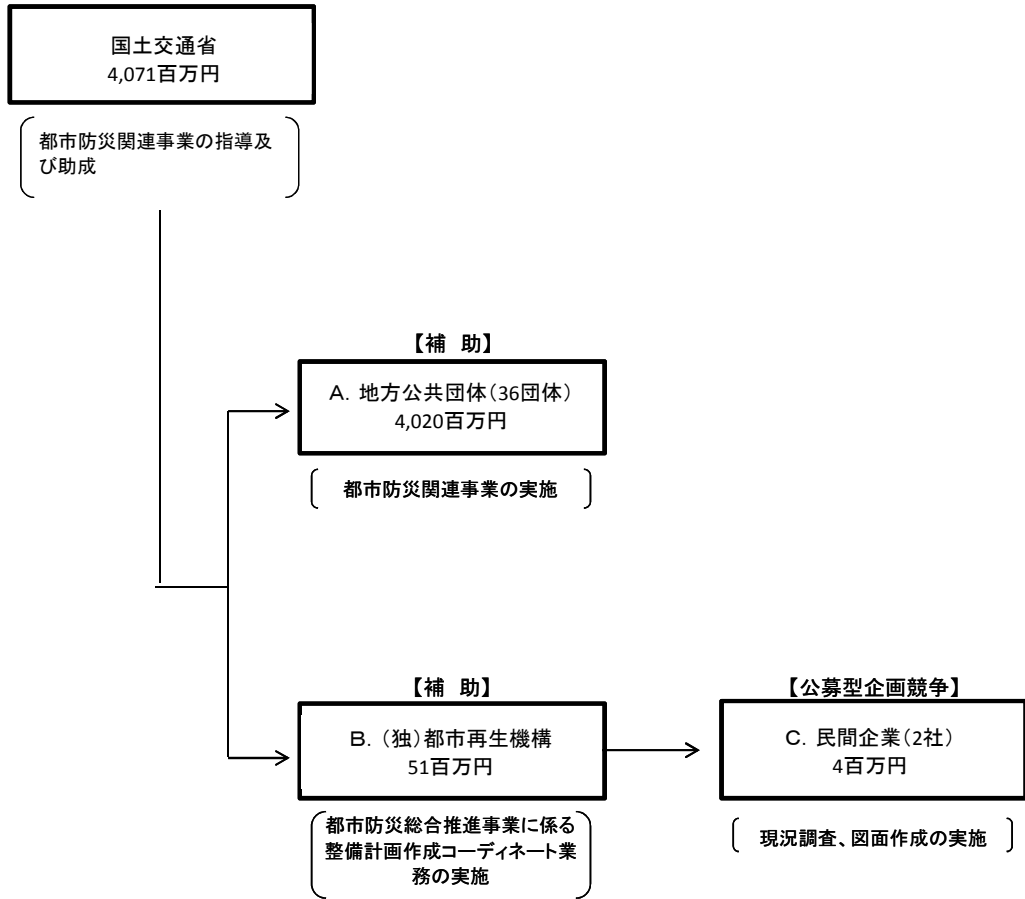


行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	都市防災関連事業	事業開始年度	①平成14年度、②昭和27年度 ③平成18年度、④昭和49年度	作成責任者						
担当部局	都市・地域整備局	担当課室	都市・地域安全課	課長 高橋 忍						
会計区分	一般会計	上位政策	住宅・市街地の防災性を向上する							
根拠法令	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第3条、 活動火山対策特別措置法 第11条	関係する計画、通知等	都市防災推進事業制度要綱 都市防災推進事業費補助交付要綱 国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領							
事業の目的	都市防災関連事業(都市防災総合推進事業、都市災害復旧事業、宅地耐震化推進事業及び特殊地下壕対策事業)は、大規模な地震や水害等のリスクから都市活動を防御し、もって国民の生命及び財産の保護、安全・安心な国土の保全に資することを目的とする。									
事業概要	①都市の防災構造化や防災まちづくりへの住民参加を推進する事業に対する補助(地方公共団体の場合1/2、1/3) ②異常な天然現象により被災した都市施設等の災害復旧等に要する費用に対する補助(地方公共団体2/3、4/5、1/2) ③大地震等が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地における変動予測調査及び滑動崩落防止工事に要する費用に対する補助(地方公共団体1/3、1/4) ④戦時中に築造された防空壕など市街地に現存する特殊地下壕で、陥没等により建築物等に対する危険度が増しているものの埋戻し等の対策工事に要する費用に対する補助(地方公共団体1/2)									
実施状況	平成19年度から平成21年度までにおける都市防災関連事業の実施箇所数は以下のとおり。									
		19年度	20年度	21年度						
	①都市防災総合推進事業	54	76	80						
	②都市災害復旧事業	134	20	49						
	③宅地耐震化推進事業	13	17	17						
	④特殊地下壕対策事業	34	29	21						
予算の状況 (単位:百万円)		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度要求
		①③④	②	①③④	②	①③④	②	①④	②	
	予算額(補正後)	2,382	8,785	3,050	1,924	4,414	705	286	288	
	執行額	2,027	3,790	2,662	4,352	3,365	706			
	執行率	85.1%	43.1%	87.3%	226.2%	76.2%	100.1%			
	②都市災害復旧事業については、当該年度発生の自然災害発生状況により執行率が大きく変動するため、別に計上している。		※2「執行額」に前年度からの繰越等に伴う金額が含まれるため、「執行率」が100%を超えている。		※1 平成21年度については、補正予算により翌年度予定事業の前倒し執行をしようとした(予算額の内1,419百万円)が、工事の地元調整難航、地盤改良等の想定外の追加工事の発生等により執行率が低下している。					
	総事業費(執行ベース)	4,332	4,904	5,620	5,576	7,104	963			
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	・本事業は、地方公共団体等に対する補助事業であるため、支出先である地方公共団体等の申請に基づき個々の地方公共団体等に対し補助金の交付を決定している。 ・補助金の交付を決定する際に工事設計書により用途を把握するとともに、事後に完了検査を実施し、事業目的に沿った効果的な使われ方になっていることを確認している。								
	見直しの余地	本事業のうち、③宅地耐震化推進事業及び④特殊地下壕対策事業については、下記のような観点から見直しを行う。 ・宅地耐震化推進事業については、ハザードマップの作成のための調査(一次調査)は徐々に進捗しているものの、滑動崩落防止工事箇所の特定につながる調査(二次調査)については進捗率が低く、さらに滑動崩落防止工事の実施については実施件数が1件にとどまる。その原因としては、宅地造成等規制法の改正時(平成18年3月)の参議院国土交通委員会における附帯決議(全会一致で採択)で、「i)ハザードマップが迅速に作成・公表されるよう必要な支援を行うこと、ii)地方公共団体、宅地所有者等間で合意形成が円滑に行われるよう指針を示すなど必要な指導・助言を行うこと」が政府の役割とされた点について、地方公共団体のニーズに沿った形で未だ十分に対応し切れていないことが考えられる。このため、平成22年度において、地方公共団体の協力を得ながら検討を行い、上記附帯決議の趣旨に十分に対応する指針を作成して地方公共団体に示すことにより、制度本来の目的に照らした制度の活用が図られるよう環境整備を行う。 ・特殊地下壕対策事業については、昭和49年度に創設されて以来、一時中断期間があるものの継続的に実施してきているが、平成23年度までの時限措置となっていることから、各事業箇所について安全性確保の必要性と国の支援の必要性を精査した上で、地方公共団体への周知徹底を図りつつ2年間で可能な限り対策が進むよう計画的かつ重点的な事業の執行を図る。								
予算監視の効率										
補記	上記各欄における①～④は、以下の各事業に係る事項である。 ①都市防災総合推進事業 ②都市災害復旧事業 ③宅地耐震化推進事業 ・平成21年度末時点のハザードマップ公表自治体(52市町村) ・2次調査の実施市町村数(9市町村) ・滑動崩落防止工事実施箇所(1市町村) ④特殊地下壕対策事業 ・昭和49年度に創設(昭和57年度～平成9年度まで中断)、以降、約5年おきに見直しが行われており、現行制度は平成23年度までとなっている。 ・平成21年度に国土交通省・農林水産省・林野庁が共同で特殊地下壕実態調査を実施し、現存する地下壕の総数、市街地に現存するもの内数等を把握している(市街地に現存する地下壕のうち、危険又はその可能性があり補助対象要件を満たしているものは平成21年度現在、61箇所。)									
	【予算科目】	(21年度予算額)		(21年度決算見込額)						
	・021 市街地防災事業費									
	・44 市街地防災事業に必要な経費									
	・44052-1825-00 都市防災推進事業費	4,164百万円		3,268百万円						
	・109 河川等災害復旧事業費									
	・49 河川等災害復旧事業費に必要な経費									
	・49053-1825-00 都市災害復旧事業費補助	705百万円		706百万円						
	・110 河川等災害関連事業									
	・49 河川等災害関連事業に必要な経費									
	・49053-1825-00 河川等災害関連事業費補助	250百万円		98百万円						
	(特殊地下壕対策事業)									
	(※各費目の金額は、百万円単位で四捨五入しており、予算の状況における執行額とは合致していない。)									

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
都市防災推進 事業費補助	都市防災総合推進事業(地区公共施 設等の整備等)	1,260			
都市防災推進 事業費補助	宅地耐震化推進事業(大規模盛土造 成地の変動予測調査)	8			
河川等災害関 連事業費補助	特殊地下壕対策事業(特殊地下壕の 埋め戻し)	3			
計		1,271	計		0
B.(独)都市再生機構			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
都市防災推進 事業費補助	都市防災総合推進事業(整備計画作 成に係るコーディネート業務)	47			
請負	都市防災総合推進事業(整備計画作 成に係るコーディネート業務(現況調 査、図面作成))	4			
計		51	計		0
C.株式会社都市計画同人			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
請負	都市防災総合推進事業(整備計画作 成に係るコーディネート業務(現況調 査、図面作成))	2			
計		2	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

【別紙】

A.地方公共団体(36団体) 4,020百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	東京都	1,271
2	兵庫県	349
3	和歌山県	329
4	高知県	242
5	徳島県	238
6	宮城県	231
7	秋田県	225
8	石川県	166
9	北海道	146
10	山形県	145

C.民間企業(2社) 4百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	株式会社都市計画同人	2
2	株式会社URサポート	2
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

都市防災関連事業

各事業の概要・実施状況

①都市防災総合推進事業

○目的：

・我が国の都市構造を安全で安心な都市生活を実現できるものへと再構築するための事業であり、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に位置づけられた施設（避難地、避難路等）をはじめ、大規模地震に伴い発生する市街地大火や、頻発している水害等から都市住民の安全を確保するために必要な施設整備等を支援する。

・また、被災した都市では復旧復興の財源確保が極めて厳しい状況にあるため、早期市街地復興のための公共施設等の整備を支援する。

○事業内容：

防災上危険な市街地の防災性向上を図るための道路・公園等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、並びに被災地における復興のための公共施設整備等に対して補助を行う（平成21年度の実施箇所数は80か所）。

対象事業

- 事業実施に対する補助（補助率1/2等）
 - ・地区公共施設等整備（避難機能の道路等）
 - ・都市防災不燃化促進（沿道建物の不燃化）
 - ・地震に強い都市づくり緊急整備事業
- 都市防災の計画づくりに対する補助（補助率1/3, 1/2等）
 - ・災害危険度判定調査
 - ・住民等のまちづくり活動支援
 - ・密集市街地緊急リノベーション事業
- 大規模災害の被災地における復興まちづくりに対する支援（補助率1/3, 1/2）

○事業効果：

首都直下地震等の都市を襲う大規模地震時に、都市全体や地区レベルでの延焼や避難の観点での危険性低減が図られるなど、災害時における深刻な被害を回避できる。

国の支援により被災市街地の復興が早期に図られる。

防災都市づくり計画のイメージ

防災基本計画（内閣府）の地域防災計画の作成基準において、重点をおくべき事項として位置付けられている。



密集市街地対策の必要性

都市再生プロジェクト第三次決定

(H13.12 都市再生本部決定)

- ・密集市街地のうち、特に危険な市街地（全国で約8,000ha）を重点地区として、平成23年度末までの10年間で整備し、最低限の安全性を確保*する。

* 市街地火災の際、避難困難者が生じず、人的被害がほぼ生じない水準。具体的には、不燃領域率が40%以上となること。

避難路等の整備と沿道建物の不燃化

- ・避難路機能、延焼遮断機能の道路整備に補助
- ・避難路の沿道における建築物の不燃化に補助

避難者の安全を確保するとともに、隣接する地区への延焼の拡大を防止



日本の人口・財産・産業等が集積する都市の壊滅的被害を防止

避難地・避難路の整備及び沿道建物の不燃化が重要

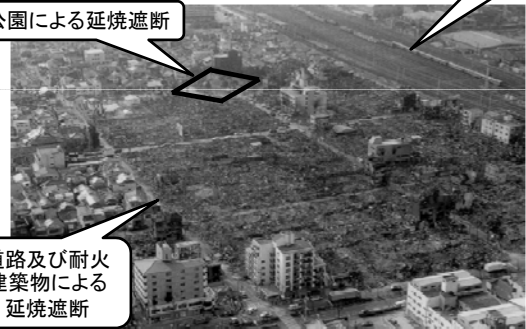
延焼遮断機能の効果が発揮された事例

▼被災直後の神戸市長田区鷹取東第一地区

公園による延焼遮断

鉄道敷による延焼遮断

道路及び耐火建築物による延焼遮断



被災市街地における復興のための公共施設等整備

- ・災害に強いまちに復興するための公共施設整備に補助
- ・まちの復興のための共同・修景施設に補助

被災都市では短期に多額の財源を要する

被災した商店街



国の支援で災害に強いまちへ早期に復興

②都市災害復旧事業

○目的:

- ・暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被災した公共土木施設（下水道、公園）、都市施設（街路及び都市排水施設等）の災害復旧及び市街地における堆積土砂の排除並びに降灰除去に対して補助を行い、予見出来ない災害により被災した地方公共団体の財政を著しく圧迫することが無いようにすることを目的としている。

□下水道の被災イメージ



地震による液状化で浮き上がったマンホール



豪雨による処理水量の増加で護岸が崩れた都市下水道

□公園の被災イメージ



こう水により被災した河川敷公園



暴風により屋根が捲れあがった公園内の体育館

対象事業（補助率：2/3, 4/5, 1/2）

- 下水道、公園、街路及び都市排水施設等の各施設の復旧事業
- 市街地において、災害により発生した多量の堆積土砂の排除事業
- 激甚災害の発生により浸水した水の排除事業
- 火山の爆発等による降灰の除去事業

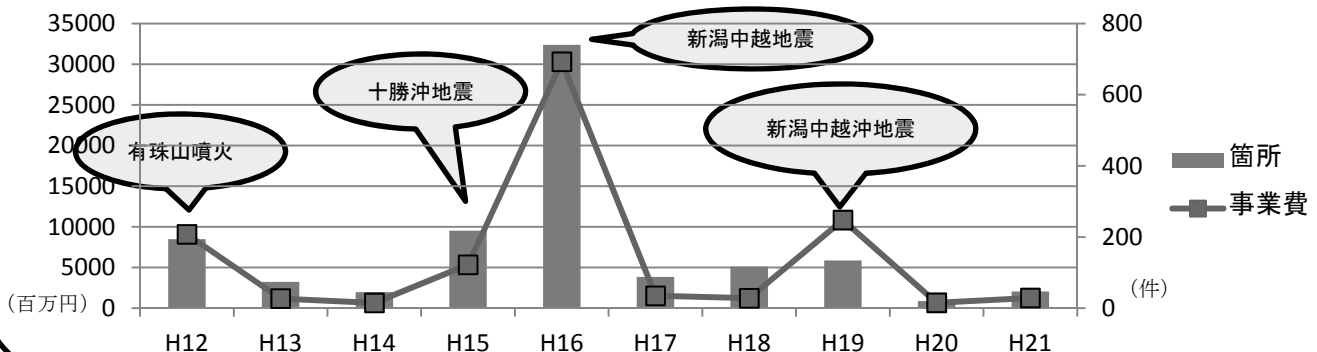
○事業効果:

- ・災害復旧の費用は、地方公共団体にとって、臨時かつ多額な支出となるため、災害復旧事業制度はこれらに適切に対処している
- ・災害の発生規模及び頻度によって年度ごとのばらつきはあるものの、近年10年においても最大震度6以上を観測するような地震が14回発生しており、平均すると年間1回以上は発生していることとなる。
- ・合わせて近年では、台風・降雨による被害も増えている。

□H21の主な都市災害及び主な対象事業

異常な天然現象	時期	対象事業
梅雨前線豪雨	6/2～8/2	山口県・福岡県を中心に被災 (防府市の堆積土砂の排除事業など)
台風9号	8/8～8/11	兵庫県・岡山県を中心に被災 (佐用町の下水道施設被害、堆積土砂の排除事業など)
静岡沖地震(6弱)	8/11	静岡県駿府公園(駿府城)の石垣復旧

近年約10年間の箇所・事業費※の推移 ※事業費は査定決定額



③宅地耐震化推進事業

○目的:

・平成7年阪神・淡路大震災や平成16年新潟県中越地震において、大規模に谷や沢を埋めた盛土等が滑動崩落を起こす宅地被害が多く発生したことを踏まえ、大規模盛土造成地を対象に、i)ハザードマップ作成のための調査(一次調査)、ii)滑動崩落防止工事箇所の特定につながる調査(二次調査)を経てiii)滑動崩落防止工事の実施により宅地の耐震性を向上させる。

○対象事業:

- 大規模盛土造成地の変動予測(宅地ハザードマップの整備等)(補助率:1/3)
- 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(補助率:1/4)

○事業効果:

・平成18年度の事業創設以来、4年間で一都三県の各都県(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)及び三政令市(横浜市・川崎市・さいたま市)で宅地ハザードマップ作成のための調査(一次調査)に着手するなど一次調査は着実に進捗。

(*国は「大規模造成地の変動予測調査ガイドラインの解説(平成19年4月)」作成などにより支援を実施中)

○盛土宅地の滑動崩落被害



新潟県中越地震



阪神・淡路大震災

i)宅地ハザードマップ作成のための調査(一次調査)

⇒ 住民の防災意識の向上、二次調査の対象箇所抽出

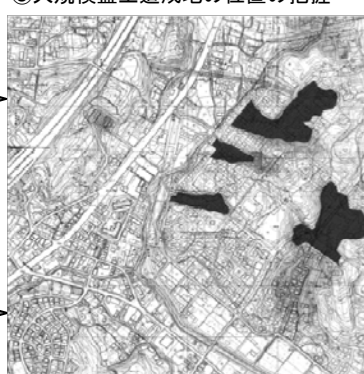
①現地形データの収集



②旧地形データの収集



③大規模盛土造成地の位置の把握



※ ■ 箇所が大規模盛土造成地の範囲

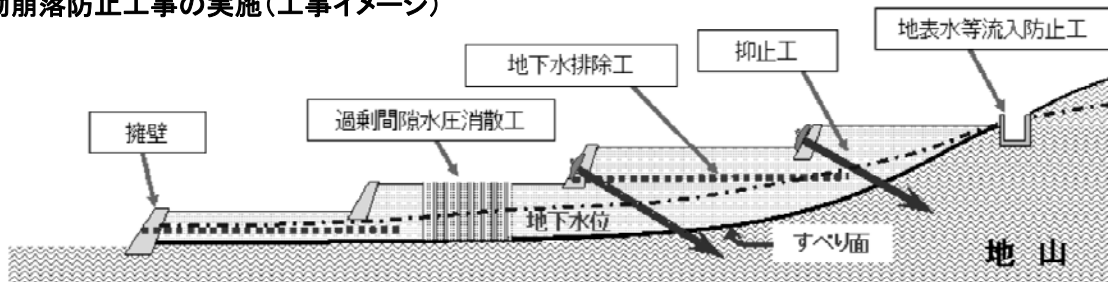
ii)滑動崩落防止工事箇所の特定につながる調査(二次調査)

⇒ 危険性が判明した場合工事の実施へ



宅地内での調査の様子

iii)滑動崩落防止工事の実施(工事イメージ)

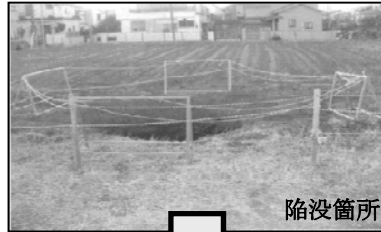


④特殊地下壕対策事業

○目的:

・戦時中に旧軍、地方公共団体等が築造した防空壕等の特殊地下壕で、地方公共団体が行う埋め戻し等の事業に対して防災上の観点より補助を行い、陥没等による事故を防ぎ国民の生命・財産を守ることを目的としている。

□ 対策事業のイメージ (東京都西東京市：H21～)



特殊地下壕（空洞）に対して埋め戻しを行う。



この対策工事に対し、補助を行う。

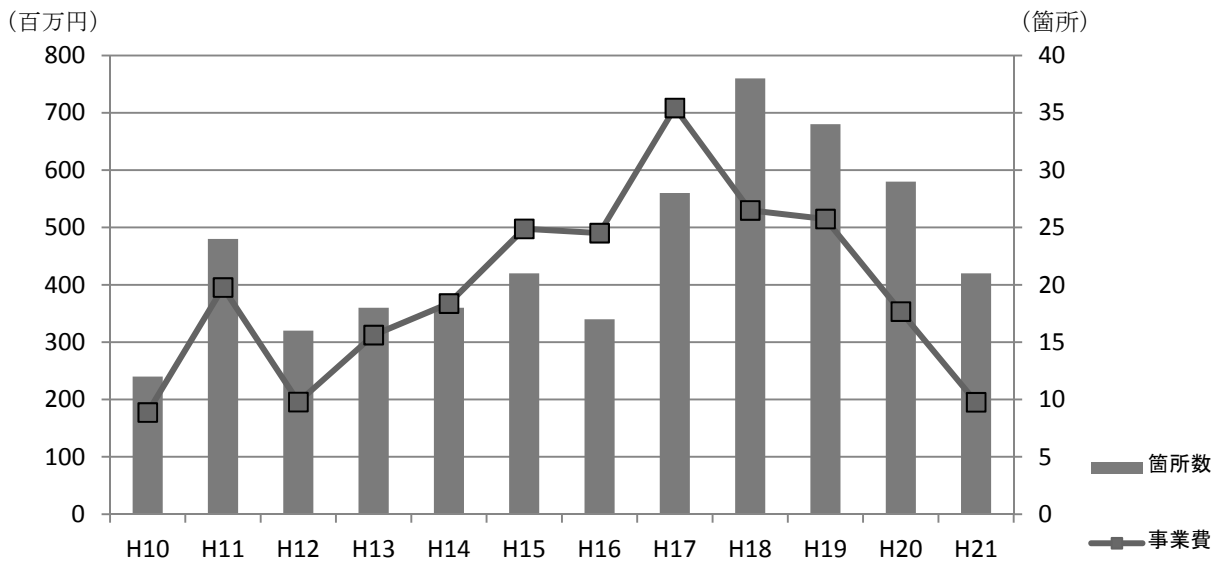
対象事業 (補助率：1/2)

○市街地に現存する特殊地下壕で、陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難いものの全部又は一部の埋戻し等を行う事業等

○事業効果:

・平成10年度より事業が再開されてからの、年度ごとの対策箇所数及び事業費の推移は下記のとおりであり、対策は着実に進捗。

事業再開後 (H10年度～) の箇所・事業費の推移



論点等説明シート

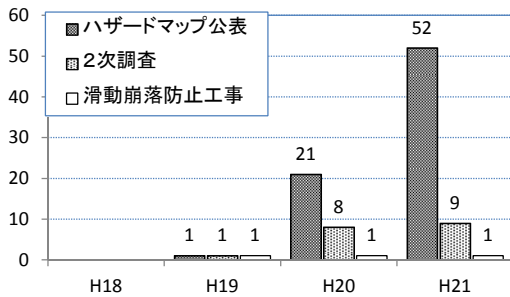
事業名	都市防災関連事業	担当部局庁	都市・地域整備局
事業についての論点等			

「都市防災関連事業」のうち、宅地耐震化推進事業、特殊地下壕対策事業については、以下の観点から見直しを行う必要があるのではないか。

1. 宅地耐震化推進事業

- 平成18年の制度発足以降、平成21年度末時点で宅地ハザードマップの公表を行っている地方公共団体が52市町村であるのに対し、滑動崩落防止工事箇所の特定につながる調査（二次調査）を実施した地方公共団体は9市町村にとどまる（図1）など二次調査の着手が思うように進んでいない。
- その要因として、以下の①、②が考えられる。
 - 自治体によっては二次調査の対象盛土箇所が多数あるため、財政上の制約もある中、どの箇所から二次調査に着手してよいか判断できない場合があること
 - 二次調査の結果、危険であると判断されれば工事に着手する必要があるが、費用分担等の問題から住民の合意形成が難しいこと
- 国会の附帯決議を受け、国においてはこれまで調査のための技術マニュアル等を策定してきているが、地方公共団体からは、二次調査をより効率的に実施するためのマニュアルや工事着手のための指針等が不十分であり、国において指針等の整備・改善を行って欲しい旨の要望がなされている。
- このため、地方公共団体が円滑に二次調査に着手できるよう地方公共団体の要望及び国会の附帯決議の趣旨を踏まえた指針等を国が整備することが必要ではないか。

図1 事業実施市町村数(累計)



<参考>参議院国土交通委員会附帯決議(抄)(平成18年3月30日)

政府は、全国に約千箇所存在すると想定される特に危険な大規模谷埋め盛土を今後十年間で半減させることを目標とし、次の諸点について適切な措置を講じ、本法の運用に遺憾なきを期すべきである。

1. 宅地の安全性に係る技術的基準の明確化とその信頼性の確保を図ること。また、地方公共団体による盛土の変動予測調査が適切に行われ、調査結果を踏まえたハザードマップが迅速に作成・公表されるよう、必要な支援を行うこと。
2. (略)
3. 既存宅地造成地の耐震化工事の実施に向けて、地方公共団体、宅地所有者等との合意形成が円滑に行われるよう、指針を示すなど必要な指導・助言を行うこと。

2. 特殊地下壕対策事業:

- 現行制度は平成23年度までの時限措置の補助事業であり、陥没等に伴う人的・物的被害を防ぐ観点から着実に推進する必要がある。
- これまでに年間20~30箇所程度の対策を実施してきたが、平成21年の実態調査によると、補助対象となり得る地下壕の残存数は61箇所確認されている。
- 残存箇所の中には、延長が長く事業費が嵩むものや内部の状況が十分に確認できないものなど短期間での対策が困難な要因もある。また、陥没等により新たに発見される地下壕もあり、補助対象となる地下壕が増加することも想定される。
- このため、時限措置である旨を地方公共団体に改めて周知するとともに、事業を進める上での課題や問題意識について地方公共団体との意見交換を積極的に行い、防空壕という戦後処理に関連する特殊事情を抱えていることにもかんがみ、国としてこれまで以上に計画的かつ効率的な事業の執行を図るべきではないか。

＜参考資料＞

(資料1) 宅地耐震化推進事業に関し地方公共団体から寄せられている意見・要望等

- ・ 二次調査の優先順位付けの方法の改善
二次調査は、ボーリング調査や地下水調査を伴い費用がかかるため、より効率的に実施できるよう、簡易な方法で二次調査の必要な箇所を優先順位付けする方法を改善すべき。
(→ 現行の指針(「大規模造成地の変動予測調査ガイドラインの解説」)などの改善が必要)
- ・ 二次調査に向けての住民の合意形成
二次調査着手にあたり、調査後に対策工事が必要とされた場合の対応について、あらかじめ地方公共団体、宅地所有者等の間で合意形成が円滑に行われることが必要であり、国においてそのための手法を検討すべき。
(→ 地方公共団体、宅地所有者等の間で合意形成が円滑に行うための指針等が必要)

(資料2) 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

＜参議院国土交通委員会(平成18年3月30日)＞

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、全国に約千箇所存在すると想定される特に危険な大規模谷埋め盛土を今後十年間で半減させることを目標とし、次の諸点について適切な措置を講じ、本法の運用に遺憾なきを期すべきである。

1. 宅地の安全性に係る技術的基準の明確化とその信頼性の確保を図ること。

また、地方公共団体による盛土の変動予測調査が適切に行われ、調査結果を踏まえたハザードマップが迅速に作成・公表されるよう、必要な支援を行うこと。

2. 造成宅地防災区域の指定に際し、盛土面積、宅地形状等の観点から踏まえた災害発生の可能性及び公的関与の必要性に係る基準が明確にされるとともに、具体の指定に当たっては、当該地域の実情に配慮した対応となるよう、関係者間の意見の調整を図るなど、その環境整備に努めること。

3. 既存宅地造成地の耐震化工事の実施に向けて、地方公共団体、宅地所有者等の間で合意形成が円滑に行われるよう、指針を示すなど必要な指導・助言を行うこと。

4. 大規模盛土造成地における滑動崩落防止施設的设计・整備に当たっては、技術面等の必要な支援を行うとともに、その後の維持・管理が適切になされるよう十分配慮すること。i) ハザードマップが迅速に作成・公表されるよう必要な支援を行うこと